

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月二十七日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

### 奈良県人事委員会規則第五号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「社会福祉法人奈良県社会福祉事業団  
奈良県道路公社

」を「社会福祉法人奈良県社会福祉

事業団」に改める。

### 附 則

この規則は、令和二年十一月二十八日から施行する。